

**新潟港等での廃車ガラの不正輸出の監視が強化されます。**

- 平成18年12月1日から、新潟港（東港、西港）、直江津港及び柏崎港では、中古自動車を解体したボディー等の廃車ガラを輸出する場合は、通関手続の際に、自動車リサイクル法に基づき適正に解体されたものであるかを確認するため、マニフェスト（管理票）の添付が必要となります。
  - ※ 廃車ガラ：中古自動車を解体したボディー等
- マニフェストの添付がなく、自動車リサイクル法の許可のない解体（無許可解体）が確認された場合は、県、県警及び環境省等が連携し、立入検査や違法業者の摘発等を行うこととなります。
- こうした監視強化により、東港周辺等での外国人等による無許可解体等の不適正処理の防止が期待されます。

本件についてのお問い合わせ先

廃棄物対策課資源循環推進係 担当 富田・川崎  
直通 025-280-5163

# 解体業者の皆様へ

新潟港（西港、東港）、直江津港及び柏崎港より解体自動車を輸出する場合は、平成18年12月1日から輸出申告時に電子マニフェストの画面印刷物の提出が必要となります。

- 非認定全部利用として解体自動車を輸出する場合は、自動車リサイクル法に基づき適正に解体されたもので廃棄物に該当しないことを確認するため、電子マニフェストの画面印刷物の提出が必要になります。
- 解体自動車を輸出しようとする者から、電子マニフェストの画面印刷物を求められた場合は、自動車リサイクルシステムの自社取扱車台の確認（JMES3120）の画面を印刷し、提供してください。

すべての項目が表示されているものを提供してください。

車台番号	引取報告日	引渡元事業者/事業所名	引渡報告日	引渡先事業者/事業所名	引渡先引取報告日	車台選択
MZT9200150358	2006/09/28	ZT3回収JPO1 ZT3回収JPO1本社	2006/10/18	テスト電炉株式会社 大門営業所	2006/10/18	閲覧

照会先 新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課資源循環推進係  
電話025-280-5163